

第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第45条（ユニバーサルサービス料の支払い義務）に規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ユニバーサルサービス料の適用	当社は、(E)データサービス及び(E)データ特定契約サービス(4G)に係る契約者回線の契約者識別番号について、2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料を適用します。

2 料金額

2-1 (E)データサービス及び(E)データ特定契約サービス(4G)に係るもの

単位	料金額（月額）
1の契約者識別番号ごとに	2円(2.2円)